

京都市告示第 93 号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成29年4月20日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新別	延長	敷地の幅員
石田緯18号線	伏見区石田森南町13番地の1地先から	旧	メートル 17.60	メートル 2.20
	同町14番地の3地先まで	新	17.60	2.91
醍醐緯15号線	伏見区醍醐切レ戸町9番地の10地先から	旧	52.20	0.90
	同町11番地の21地先まで	新	52.20	1.90 ~ 6.45

(建設局土木管理部道路明示課)